

令和7年度 愛知県主任相談支援専門員研修

地域共生社会の実現

名古屋市総合リハビリテーション事業団
相談支援部長
なごや高次脳機能障害支援センター参事

小島 一郎

この講義のねらい

5日間の研修のまとめとして、「地域共生社会」を目指す必要性を理解し、主任相談支援専門員の役割について再確認します。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

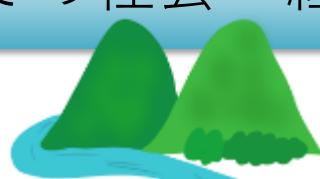
すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」

(平成27年9月 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)

4つの改革

新しい地域包括支援体制

[包括的な相談支援システム]

- 1 包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て + 資源開発



- 地域により
・ワンストップ型
・連携強化型]による対応

- 地域をフィールドに、
保健福祉と雇用や
農業、教育など
異分野とも連携

誰もがその
ニーズに合っ
た支援を受け
られる地域づ
くり

- 2 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供

- 多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進

- ・運営ノウハウの共有
- ・規制緩和の検討 等

- 1を通じた総合的な支援の提供

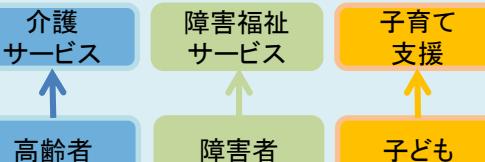
サービス提供のほか地域づくりの拠点としても活用

背景・課題

①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的な課題を有する場合や分野
横断的な対応等に課題

[制度ごとのサービス提供]



②高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題

新しい支援体制を支える環境の整備

4 総合的な人材の育成・確保

- 1を可能とするコーディネート人材の育成
- 福祉分野横断的な研修の実施
- 人材の移動促進 等

3 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

- 先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化
- 業務の流れの見直しなど効率的なサービスの促進
- 人材の機能分化など良質で効果的なサービスの促進 等

地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

地域共生社会に向けた法整備

社会福祉法の改正(平成 29 年6月2日公布)

第4条(地域福祉の推進)

第5条(福祉サービス提供の原則)

第6条(国及び地方公共団体の責務)

第106条の3(包括的な支援体制の整備)

第107条(市町村地域福祉計画)

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「**地域住民等**」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が**確保される**ように、地域福祉の推進に努めなければならない。

- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする**地域住民及びその世帯が抱える**福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の**地域社会からの孤立**その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に**参加する機会**が確保される上での各般の課題（以下「**地域生活課題**」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「**支援関係機関**」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第6条 (略)

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、**地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備する**よう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するため、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その**適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表する**ものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を
一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう
努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福
祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げ
る事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、
あらかじめ、地域住民等の意見を反映させよう努めるとともに、その内容
を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査
、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当
該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

重層的支援体制整備事業

令和7年度当初予算 【包括的相談支援事業】 496億円 (374億円)
 【地域づくり事業】 167億円 (116億円)
 【多機関協働事業等】 56億円 (53億円)

※ () 内は前年度当初予算額
 ※ 令和6年度補正予算額：2億円

1 事業の目的

- 社会福祉法第106条の3において、市町村は「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）」の整備に努めることとされている。
- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備する手段の1つとして、令和2年社会福祉法改正により創設。
 ⇒ これまで高齢・障害・子ども・生活困窮それぞれの分野で実施されていた相談支援や地域づくりに係る既存制度等を最大限に活用することを前提に、これらだけでは十分に対応ができなかった支援ニーズを把握した上で、その課題を解決し、人口減少社会にあっても包括的な支援を行い続けるための「体制を整備する」ことを目的とする。

2 事業の概要（以下の全ての取組を実施）

包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止める。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

地域づくり事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

多機関協働事業等

- 単独の相談支援機関では対応が難しい者へのアセスメントや支援プラン作成、重層的支援会議の開催による関係機関の役割分担・支援の方向性の共有等を行う。（多機関協働事業）
- 制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、関係機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等を行う。（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）
- 社会とのつながりが希薄化している者に対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。（参加支援事業）

3 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合

- ・多機関協働事業等について、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- ・包括的相談支援事業及び地域づくり事業については、各法に基づく補助率・負担額を維持

実施市町村数

- ・令和3年度： 42
- ・令和4年度： 134
- ・令和5年度： 189
- ・令和6年度： 346
- ・令和7年度： 473（予定）

制度・施策上の課題

- ・ 社会保障制度が、社会の多様性（働き方・暮らし方・ジェンダー・国籍等）に対応できていない
- ・ 社会扶助（社会福祉）においては、必要（ニーズ）の証明が給付条件となり、価値判断を伴う
- ・ 少子高齢化、人口減少、地域格差の拡大は今後も続く
- ・ ICTやロボット、AI活用の普及が進まない



ともに暮らす地域を、ともに作っていく
(地域住民・地域資源 + 専門職)

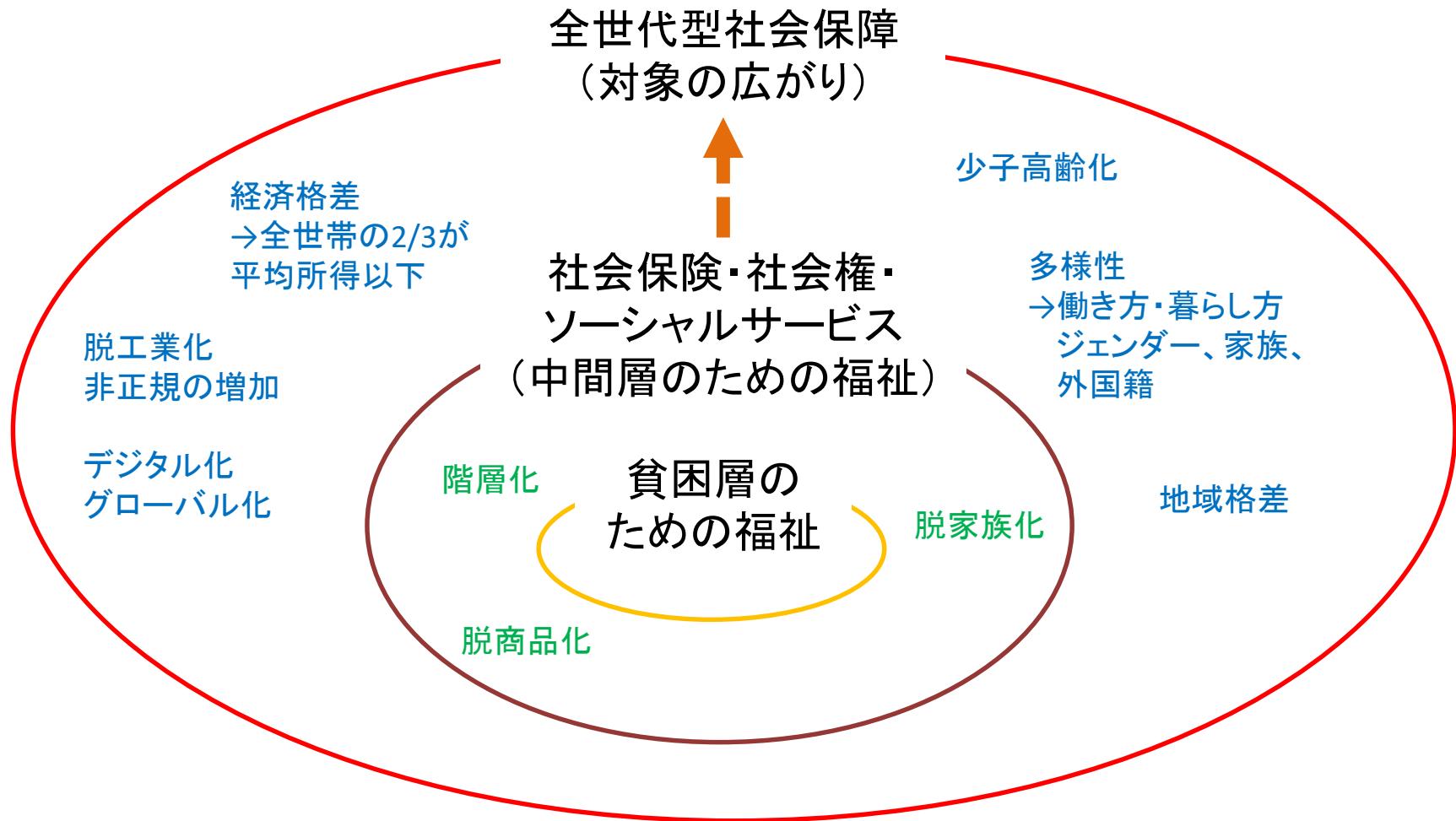
制度・施策上の課題

- ・ 社会保障制度が、社会の多様性（働き方・暮らし方・ジェンダー・国籍等）に対応できていない
- ・ 社会扶助（社会福祉）においては、必要（ニーズ）の証明が給付条件となり、価値判断を伴う
- ・ 少子高齢化、人口減少、地域格差の拡大は今後も続く
- ・ ICTやロボット、AI活用の普及が進まない



ともにいく
包括的な支援体制
(分野を超えた支援ネットワーク) 延長)

福祉施策の捉え方



David Garland(2021)「福祉国家～救貧法の時代からポスト工業社会へ」
を参照し、小島作成

包括的支援体制とは

- 1 対象者を選ばず対応すること
- 2 問題を選ばず受け付けること
- 3 重層的であること
- 4 多機関協働が隨時行えること
- 5 地域(住民)との協働関係を構築できること

地域共生社会の実現に向けた視点

- 多様性
価値観、生活スタイル、つながり方、生活課題
- 地域資源の活用、地域人材の育成・確保
支え・支えられる関係、誰もが役割と生きがいをもつ
- 社会経済活動、雇用
働き方、社会保障制度
- 包括的支援体制、効果的・効率的なサービス提供
重層的支援体制整備事業、先進的な技術・手法

地域共生社会の実現のために

- ・ 多様性を尊重し包摂する地域文化
- ・ 支え・支えられる関係、役割と生きがい
- ・ 地域性に根差した雇用、多様な働き方
- ・ 重層的支援体制整備事業



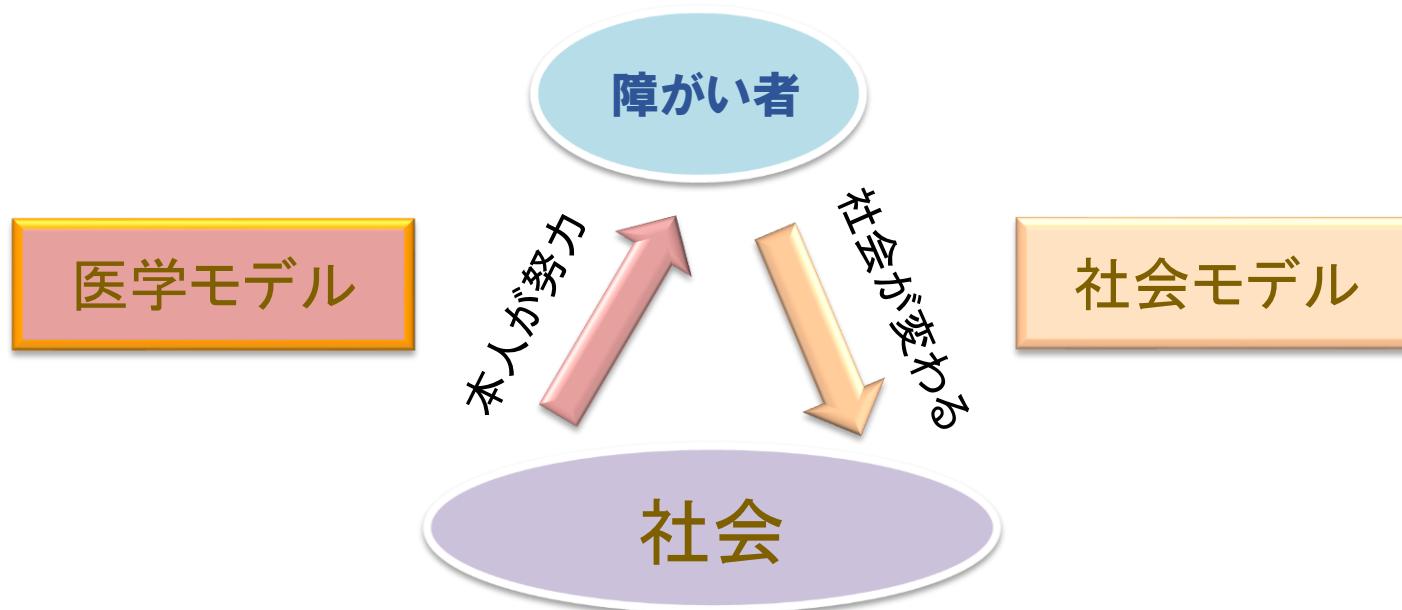
障害分野の相談支援(ソーシャルワーカー)
として、どう関わっていくか？

皆さんの地域での取り組みは？ 「地域援助の具体的展開Ⅱ」では？

- ・ 多様性を尊重し包摂する地域文化
- ・ 支え・支えられる関係、役割と生きがい
- ・ 地域性に根差した雇用、多様な働き方
- ・ 重層的支援体制整備事業

障がいの社会モデル(権利条約の趣旨)

障がい者自身に問題があるのではなく、包摂できない社会に原因がある。社会が最低限準備しなければならないものを明確にした。



「地域」づくりとは何か

本人が主体であるという理解のもと
意思決定支援・アクセス方法の確立・継続性の保障
(権利条約の理念を実現することが前提)



それらの条件を整えることが「地域づくり」である
主任のミッション

例えば「住宅」どこに住みたいか？

- ・ 住みたい住宅はどんなものですか？（意思決定）
- ・ どのようにして確保しますか？（アクセス）
- ・ 家賃支払いは出来ますか？（継続保障）

環境や支援も含めた「住まい」という思想が弱い

例えば「仕事」 どんな仕事をしたいのか？

- やりたい仕事はどんなものですか？（意思決定）
- どのようにして就職しますか？（アクセス）
- 仕事が続けられる職場ですか？（継続保障）

障がいがあるからこそ労働は人生の源泉としての
価値がある

「地域づくり」の3つの方向性

①まちづくりにつながる「地域づくり」

地域の産業や文化、地方創生との連携
福祉分野以外との連携と基盤構築

②福祉コミュニティとしての「地域づくり」

福祉関係者のネットワーク
対人援助の多職種連携

③一人を支えることができる「地域づくり」

近隣のソーシャルサポートネットワーク
見守り、生活支援、居場所づくり

地域力強化検討委員会「中間取りまとめ」(2016年12月26日)

主任相談支援専門員の役割

①中立公正(利用者中心)な業務指針の作成

- ・域内相談支援事業所の業務の改善を支援する

②相談支援専門員に対する現場での実地教育

- ・基本相談支援を基盤にして、適切なサービス等利用計画案を作成できるよう支援する
- ・初任者や現任者の実習の受け入れを行う

③域内の要望や苦情を受け改善を図るキーマン

- ・自立支援協議会の効果的な運営でメンバーとともに域内で起こる課題と向き合う

④相談支援体制の強化と地域づくりの推進役

- ・分野を越えて相談支援が行える環境づくりを行う

主任相談支援専門員に求められる力①

- ニーズのある住民を支える
: 相談支援専門員としての専門的な個別支援や基本相談力を活かして分野を問わず応談できる
- 地域の相談支援体制を支える
: 相談支援専門員の相談(SV)役として、相談業務運営の先導者となり、研修などの人材育成を主導することができる

主任相談支援専門員に求められる力②

- 一人の思いを地域の思いへと高める
:住民ネットワークや他職種連携など福祉コミュニティとしての地域づくりができる
- だれもが暮らしやすいまちづくりを目指す
:地域の文化や産業、その地域の特性を生かしたまちづくりにつながる地域づくりに取り組む

「サービスの質が向上したことで、制度やその仕組みが複雑になり、それらを選び利用するための支援を必要とする人が相談支援につながるという必然の結果」

その人らしく暮らすための…

「支援のあり方」「資源のあり方」「地域のあり方」



人材育成・地域づくり・運営管理

主任相談支援専門員の役割・視点

その人らしく暮らすための…

「支援のあり方」「資源のあり方」「地域のあり方」



人材育成・地域づくり・運営管理

主任相談支援専門員の役割・視点

「個を地域で支える援助」と「個を支える地域をつくる援助」
を一体的に行う

地域共生社会の実現